第6章 水 質 汚 濁

第6章 水質污濁

1 水質汚濁の概況

本市では、市内の河川、海域及び地下水について水質汚濁状況を監視するため、「水質測定計画」に基づく測定を実施しています。

水質汚濁の代表的指標として、河川ではBOD(生物化学的酸素要求量)が、海域ではCOD(化学的酸素要求量)がそれぞれ環境基準として設定されています。平成27年度は、市内の河川、海域のいずれの測定地点でも、環境基準を達成しました。

また、健康項目として環境基準が設定されている有害物質についても、市内の河川、海域のいずれの測定地点でも基準値を下回り、環境基準を達成しました。

地下水については、概況調査の結果、すべての測定地点で、環境基準を達成しました。一方、過去に基準値を超過した3地点について、今年度も同様の調査を行ったところ、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超過しました。来年度以降も継続的な監視をしていく予定です。河川及び海域の水質調査地点の位置は、図6-1のとおりです。



図6-1 環境基準水域類型指定状況及び環境基準点の位置図

2 水質汚濁防止対策

(1) 水質汚濁とは

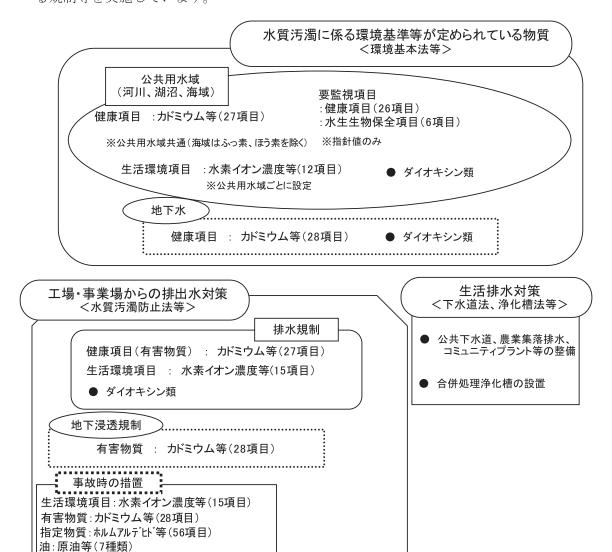
水質汚濁とは、人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出されて水質が汚れることをいい、原因としては、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨などが挙げられます。影響としては、有害物質による魚介類・ヒトへの被害、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅などが挙げられます。

(2) 水質汚濁に関する法令

:…ゴルフ場農薬排出水規制

福島県生活環境の保全等に関する条例:農薬 43種類 ゴルフ場農薬指導指針

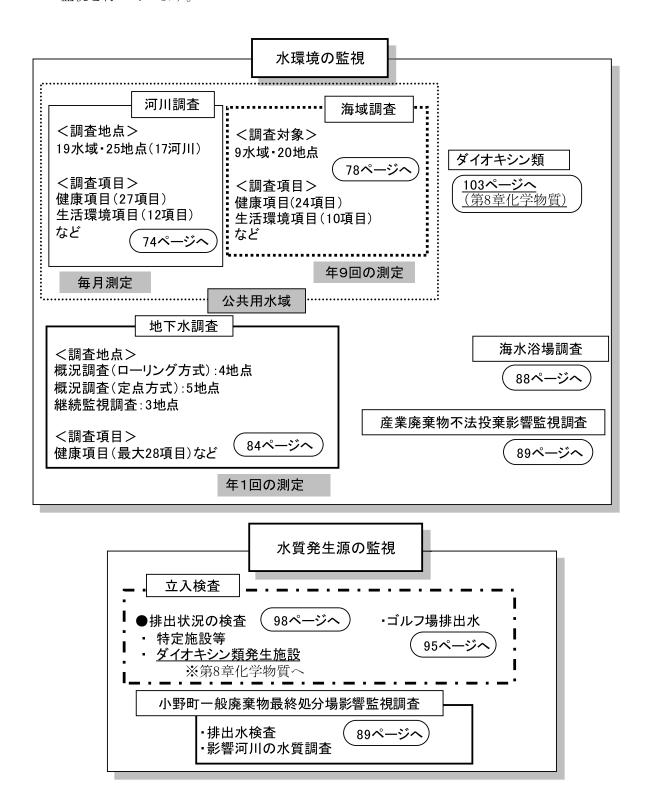
水質の汚濁に係る環境基準は、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する 上で維持されることが望ましい」基準として設定されており、この環境基準を達成すること を目標に、「水質汚濁防止法(以下この章において「法」という。)」に基づき、事業場に対す る規制等を実施しています。



(3) いわき市の取り組み

本市では、水質汚濁の状況を把握するため、環境基準が設定されている物質を常時監視しているほか、小野町一般廃棄物最終処分場の排出水及び影響河川の水質等についても監視を行っています。

また、水質汚濁の原因物質を排出する事業場についても立入検査などを実施し、発生源の監視を行っています。



3 公共用水域水質調査

河川及び海域の水質汚濁の状況については、法の規定により福島県が作成した「平成 27年度公 共用水域水質測定計画」に基づき調査を実施しました。

表6-3-1 人の健康の保護に関する環境基準

No.	項目	基 準 値					
1	カドミウ ム	0.003mg/L 以下					
2	全シアン	検出されないこと。					
3	鉛	0.01mg/L 以下					
4	六 価 クロム	0.05mg ∕ L 以下					
5	砒 素	0.01mg/L 以下					
6	総 水 銀	0.0005mg/L以下					
7	アルキル水銀	検出されないこと。					
8	PCB	検出されないこと。					
9	ジクロロメタン	0.02mg∕L以下					
10	四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下					
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下					
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下					
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg∕L以下					
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下					
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下					
16	トリクロロエチレン	0.01mg∕L以下					
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下					
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下					
19	チウラム	0.006mg/L以下					
20	シマジン	0.003mg/L以下					
21	チオベンカルブ	0.02mg∕L以下					
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下					
23	セレン	0.01mg/L 以下					
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下					
25	ふっ素	0.8mg∕L以下					
26	ほう素	1mg/L以下					
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下					

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量 限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表6-3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川(湖沼を除く。)

7		基準値					
類型	適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	市内河川の類型指定の状況 ※カッコ内は環境基準点
АА	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
А	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	・大久川及び小久川(蔭磯橋) ・夏井川[好間川合流点より上流](北ノ内橋、久太夫橋) ・夏井川[好間川合流点より下流](六十枚橋) ・仁井田川(松葉橋) ・好間川[町田橋より上流](岩穴つり橋) ・鮫川[山田川合流点より上流](井戸沢橋)
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	・好間川[町田橋より下流](夏井川合流前(愛宕橋)) ・鮫川[山田川合流点より下流](鮫川橋)
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	ı	・藤原川(愛谷川橋、みなと大橋) ・蛭田橋(小塙橋、蛭田橋)
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	_	

(備考)

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

(注)

1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

_1					
		基準値			
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	市内河川の類型指定の状況 ※カッコ内は環境基準点
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	 ・大久川及び小久川(蔭磯橋) ・夏井川(北ノ内橋、久太夫橋、六十枚橋) ・仁井田川(松葉橋) ・好間川(岩穴つり橋、夏井川合流前(愛宕橋)) ・鮫川[高柴ダム(全域)を除く。](井戸沢橋、鮫川橋) ・蛭田川[小塙橋より上流](小塙橋)
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	・藤原川(愛谷川橋、みなと大橋) ・蛭田川[小塙橋より下流](蛭田橋)
物 特 B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(備考) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 海域

類型	適応性	水素イオン	化学的酸素	溶存酸素量		n-ヘキサン	市内海域の
		濃 度	要求量		大腸菌群数	抽出物質	類型指定の状況
		(pH)	(COD)	(DO)		(油分等)	
	水産1級	7.8以上	2mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/	検出されな	
	水浴	8.3以下	以下	以上	100mL以下	いこと。	
Α	自然環境保全及						
	びB以下の欄に						
	掲げるもの						
	水産2級	7.8以上	3mg/L	5mg/L		検出されな	(別表)に記載
В	工業用水	8.3以下	以下	以上	_	いこと。	
	及びCの欄に掲						
	げるもの						
С	環 境 保 全	7.0以上	8mg/L	2mg/L	_	_	
`	環 児 休 王	8.3以下	以下	以上			

(備考)

1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下 回ることをいう。

2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

(注)

1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全

マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 2 水産1級

ボラ、ノリ等の水産生物用 水産2級

3 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(別表)

水 域 該当類		該当類型	環境基準地点
小名浜港		В	4号埠頭先
	常磐沿岸海域	Α	蛭田川沖約2,500m付近
	市岩石片海坞	Α	鮫川沖約2,000m付近
	常磐沿岸海域	Α	番所灯台から真方位245度の線上2,000mの地点
	(小名浜港沖)	Α	八崎灯台から真方位115度の線上1,500mの地点
Ι,	いわき市地先海域 A A (漁港内を除く)		中之作港沖約1,000m付近
١			豊間漁港沖約1,500m付近
	(温冷りで添く)	Α	夏井川沖約1,500m付近
い	久之浜港	В	A及びB防波堤の接部から西約150m付近
ゎ	四倉港	В	埠頭先東約30m付近
き 地	豊間漁港	В	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区)
先		В	漁港内中央付近 (沼之内船溜)
海	江名港	В	東内防波堤先端から北西約50m付近
域	中之作港	В	西防波堤先端から南約200m付近

類型	 利用目的の適応性	基準	準 値	市内海域の類型指定の状況
块土	では、一つの一つの一つでは、	全窒素	全 燐	同門海域の規至相定の状況
,	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.02mg/L	
1	(水産2種及び3種を除く。)	U.Zmg/L以下	以下	
	水産1種		0.02/1	
II	水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.3mg/L以下	0.03mg/L 以下	
	(水産2種及び3種を除く。)		以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの	0.6/1.131-	0.05mg/L	小名浜港
111	(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	以下	(4 号 埠頭先)
IV	水産3種		0.00 //	
	工業用水	1 mg/L以下	0.09mg/L	
	生物生息環境保全		以下	
/ I# #		•		

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

自然探勝等の環境保全 1 自然環境保全

2 水産1種 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 水産3種 3 生物生息環境保全 年間を通して底生生物が生息できる限度

ゥ

			基準値		
類型		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及び その塩	市内海域の類型指定の状況
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	未指定
	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	木 指正

環境基準の達成状況の評価

●健康項目

健康項目のうち、全シアンは急性毒性を、他の26項目は慢性毒性を考慮してそれぞれ定められている。このため、全シアンについては、各測定点における年間の測定値の最高値が環境基準を満足する場合に、当該地点において環境基準が達成されたと評価し、他の26項目については各測定点における年間の測定値の平均値が環境基準を満足する場合に、当該地点において環境基準が達成されたものと評価する。なお、ふっ素及びほう素に係る環境基準は海域には適用されないこととされているため、海域に配置された測定点における測定値は評価の対象外としている。

●生活環境項目

生活環境項目の環境基準は、水域の類型ごとに基準値が設定されており、類型は福島県知事により指定される。 BOD及びCODについては、類型指定水域の水質を代表する地点として設定された環境基準点のすべてにおいて、 年間の日平均値の75%水質値が環境基準を満足する場合に、当該類型指定水域で環境基準が達成されたものと評価 する。

海域における全窒素及び全燐については、類型指定水域内の各環境基準点の表層の年間平均値の全地点平均値が 環境基準を満足する場合に、当該類型指定水域で環境基準が達成されたものと評価する。

用語の説明

〇 生物化学的酸素要求量(BOD)

BODはBiochemical Oxygen Demandの略称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

O 化学的酸素要求量(COD)

CODはChemical Oxygen Demandの略称。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

〇 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (nは日間平均値のデータ数) のデータ値をもって75%水質値とする。 ($0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

O 全窒素(T-N)

全窒素は窒素化合物全体のことで、無機性窒素と有機性窒素に分類される。無機性窒素はアンモニウム性窒素 (NH_4-N) 、亜硝酸性窒素 (NO_2-N) 、硝酸性窒素 (NO_3-N) に分類され、有機性窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分類される。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素だが、富栄養化になりプランクトンの異常増殖の要因となり赤潮等が発生する。

O 全燐(T-P)

全燐は燐化合物全体のことで、無機性燐と有機性燐に分けられる。水中の燐化合物には、地質由来のものと動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や化学的作用を受けて変化しやすい。燐化合物は窒素化合物と同様に、動植物の成長に欠かせない元素であるが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化を招くことになる。